

廃プラスチック類排出状況等報告の手引き書
作成手順（例）

京 都 府

本報告作成に関する御質問等については、
京都府総合政策環境部循環型社会推進課（075-414-4717）までお問い合わせください。

■STEP1 報告書様式を準備する

廃プラスチック類排出状況等報告書（以下、「本報告書」という。）は下記の別記様式を使用します。

別記様式

廃プラスチック類排出状況等報告書

事業者名						
電子manifestoの利用状況		<input type="checkbox"/> 電子manifestoのみを利用している <input type="checkbox"/> 電子manifestoと紙のmanifestoを併用している <input type="checkbox"/> 電子manifestoは利用していない				
処分方法	廃プラスチック類の排出量(t)	二酸化炭素換算量(t) ※参考値	廃プラスチック類の発生に至った要因			
(1) 焼却(熱利用を含む。)		0	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他		
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず*		
(2) 固形燃料化(圧縮固化を含む。)		0	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他		
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず*		
(3) 埋立			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他		
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず*		
(4) ガス化、油化			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他		
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず*		
(5) 減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破碎・溶融固化(破碎のみを除く)			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他		
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず*		
(6) 破碎選別圧縮切断		0				
			焼却(熱利用を含む。)	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	
			固形燃料化(圧縮固化を含む。)	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	
			埋立	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	
			有価売却	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	
上記以外の処分方法 (○ ○)			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他		
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず*		
合計	0	0				
廃プラスチック類の3Rに係る取組状況						
廃プラスチック類の3R推進のために実施しようとする措置の内容						

注 二酸化炭素換算量は、廃プラスチック類の排出量から自動計算しています。

STEP 2 廃プラスチック類の処分先及び処分方法を確認する

産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという）を交付した排出事業者は、毎年度6月末日までに、前年度のマニフェストの交付状況を、以下の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」によって報告しなければならないとされています。本報告書の作成に当たっては、当該「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を用います。例えば、令和3年度に本報告書を提出いただく場合については、令和3年度に、京都府及び京都市に提出した（する）「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を御確認ください。

なお、電子マニフェストを利用して排出した廃プラスチック類については、本報告制度の対象外となります。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和3年度）									
京都府知事 様 京都府 保健所長 様			報告者 住 所 京都府〇〇市〇〇町〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 075-〇〇〇-〇〇〇〇				令和3 年 月 日		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称		〇〇製造工場			業 種		製造業		
事業場の所在地		京都府〇〇市××4-5-6			電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-△△△△				
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	100	12	02600234567	(株)〇〇運送	京都府〇〇市××	02620345678	A社	
2	金属くず	10	5	02600789012	(株)〇〇工業	京都府〇〇市〇〇	02620345679	B社	
3	混合産業廃棄物	5	2	02600789012	(株)〇〇工業	京都府〇〇市〇〇	02620345680	C社	
4	廃プラスチック類	5	10	02600234567	(株)〇〇運送	京都府〇〇市△△町〇〇	02620345681	D社	
5	混合産業廃棄物	15	5	02600789012	(株)〇〇工業	京都府〇〇市〇〇	02620345682	E社	
6	廃プラスチック類	25	10	02600234567	(株)〇〇運送	京都府〇〇市☆☆	02620345683	F社	
7	廃プラスチック類	5	24	02600234567	(株)〇〇運送	京都府〇〇市△△町△△	02620345684	G社	
8	廃プラスチック類	10	20	02600234567	(株)〇〇運送	京都府〇〇市〇〇	02620345685	H社	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

この手引き書では、上の産業廃棄物管理票交付等状況報告書を参考にして、本報告書を作成します。

報告内容のうち、「廃プラスチック類」の処理を委託したのものについて抜粋します。「混合廃棄物」のように廃プラスチック類が他の産業廃棄物と混合されているものは、そのうちの廃プラスチック類の含有率（おおよその割合で可）が把握できているもののみを抜粋してください。混合されている割合が不明なものは報告不要ですが、可能な範囲で分別や排出量の把握に努めてください。

次のページでは、廃プラスチック類の処分の委託内容について確認します。

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	100	12	02600234567	(株) ○○運送	京都府○○市××	02620345678	A社	
4	廃プラスチック類	5	10	02600234567	(株) ○○運送	京都府○○市△△町 □□	02620345681	D社	
6	廃プラスチック類	25	10	02600234567	(株) ○○運送	京都府○○市☆☆	02620345683	F社	
7	廃プラスチック類	5	24	02600234567	(株) ○○運送	京都府○○市△△町 △△	02620345684	G社	
8	廃プラスチック類	10	20	02600234567	(株) ○○運送	京都府○○市○○	02620345685	H社	

産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、廃プラスチック類に係る部分のみを抜粋すると上図のようになります。ここで、A社、D社、F社、G社、H社に処分を委託していることが分かりました。

次に、それぞれの処分受託者との処分委託契約書（以下、契約書という。）から、処分方法を確認します。契約書には「処分方法」が記載されている欄があるため、そこを確認します。

《A社との契約書》
(処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称： A社
所在地： 京都府○○市××

処分方法： 固形燃料化
施設の処理能力： a t/日

《D社との契約書》
(処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称： D社工場
所在地： 京都府○○市△△町 □□

処分方法： 減容固化
施設の処理能力： d t/日

《F社との契約書》
(処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称： F社
所在地： 京都府○○市☆☆

処分方法： 許可証記載のとおり
施設の処理能力： f t/日

《G社との契約書》
(処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称： G社
所在地： 京都府○○市△△町 △△

処分方法： 選別
施設の処理能力： g t/日

《H社との契約書》
(処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称： H社
所在地： 京都府○○市○○

処分方法： ○○
施設の処理能力： h t/日

これにより、

- ・ A社に委託した廃プラスチック類 100t は「固形燃料化」された。
- ・ D社に委託した廃プラスチック類 5t は「減容固化」された。
- ・ F社に委託した廃プラスチック類 25t は「許可証記載のとおり」の処分がされた。
- ・ G社に委託した廃プラスチック類 5t は「選別」された。
- ・ H社に委託した廃プラスチック類 10t は「○○」の処分がされた。

ことが分かりました。

STEP 3 廃プラスチック類の排出量を処分方法ごとに計算する

STEP 2 で得られた処分方法に関する情報を基に、廃プラスチック類の排出量を計算します。

処分方法に応じて、計算方法は次の①～④に分類されるので、それぞれ参照してください。

- ①焼却、固形燃料化、埋立、ガス化、油化、減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破碎・溶融固化（破碎のみを除く）
- ②破碎、選別、圧縮、切断
- ③上記以外の方法が記載されている
- ④「許可証記載のとおり」と記載されている

①の場合、報告書様式中の「処分方法」の欄の(1)～(5)に記載された各処分方法ごとに、廃プラスチック類の排出量（処分を行う前の量）について計算します。

A社に委託した廃プラスチック類 100tは「固形燃料化」され、D社に委託した廃プラスチック類 5tは「減容固化」されたため、本報告書の様式に記入すると下図のようになります。

処分方法	廃プラスチック類の排出量(t)	二酸化炭素換算量(t) ※参考値	廃プラスチック類の発生に至った要因	
(1) 焼却(熱利用を含む。)		0	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(2) 固形燃料化(圧縮固化を含む。)	100	257	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(3) 埋立			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(4) ガス化、油化			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(5) 減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破碎・溶融固化（破碎のみを除く）	5		発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず

このとき、二酸化炭素換算量の欄は自動計算（※）されますので、入力いただく必要はありません。

※廃プラスチック類の排出量に単位発熱量、排出係数、物質質量比（二酸化炭素-炭素）を掛けることで二酸化炭素換算量が計算されます。なお、単位発熱量、排出係数は「京都府地球温暖化対策指針 別表第1（エネルギー等の熱量換算係数及び二酸化炭素排出係数）」を引用しています。

②の場合、処分方法が「選別」となっているG社に処分を委託した廃プラスチック類について計算します。(6)の処分方法は「破碎・選別・圧縮・切断」となっており、G社での処分の後に別の処分（以下、二次処分方法という）が行われることが予想されます。そのため、処分受託者に二次処分方法

- 焼却（熱利用を含む。）
- 固形燃料化（圧縮固化を含む。）
- 埋立
- 有価売却

のうち、年間で最も多い処分方法について確認していただく必要があります。このとき、確認した処分方法で全量が処分されたこととし、本報告書様式の該当箇所に記入します。

G社では選別された廃プラスチック類は有価売却がされることが最も多いため、報告書へ記入すると次のようになります。

(6) 破碎 選別 圧縮 切断	焼却（熱利用を含む。）	5	0	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
				発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
	固形燃料化（圧縮 固化を含む。）		0	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
				発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
	埋立			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
				発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
	有価売却		5	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
				発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず

ここでも焼却（熱利用を含む。）及び固形燃料化（圧縮固化を含む。）されていた場合は二酸化炭素換算量の欄が自動計算されます。

③の場合、処分方法が本報告書様式中のいずれにも当てはまらないH社に処分を委託した廃プラスチック類について計算します。

この場合、処分方法の1番下に「上記以外の処分方法」とあるので、その欄に処分方法も含めて記入します。

H社の処分方法は「〇〇」だったため、括弧の中に記入し、委託量を10tとします。

上記以外の 処分方法	(〇 〇)	10	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず

④の場合、処分方法が「許可証記載のとおり」と記載されているF社に処分を委託した廃プラスチック類について計算します。

このままでは処分方法が分からないため、年間の処分量が最も多い処分方法を処分受託者に確認していただく必要があります。そして、確認した処分方法で全量が処分されたこととし、本報告書様式に記入します。

F社では焼却処分が最も多いとのことだったので、「焼却（熱利用を含む。）」の欄に25tと記入するため、次のページようになります。

処分方法	廃プラスチック類の排出量(t)	二酸化炭素換算量(t) ※参考値	廃プラスチック類の発生に至った要因	
(1)焼却(熱利用を含む。)	25	64	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(2)固形燃料化(圧縮固化を含む。)	100	257	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(3)埋立			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(4)ガス化、油化			発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(5)減容、減容固化、熔融、熔融固化、選別圧縮、破碎・熔融固化(破碎のみを除く)	5		発生施設	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他
			発生源	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず

これで排出量について集計ができました。

■STEP 4 廃プラスチック類の発生に至った要因を記入する

処分受託者に処分を委託した廃プラスチック類について、発生した施設や発生源を記入します。

次表に掲げる選択肢から該当するものにチェックを入れますが、複数に該当する場合は複数チェックしてください。

【発生施設】	【発生源】
<ul style="list-style-type: none"> • 工場 • 事務所 • 小売店・飲食店 • その他 	<ul style="list-style-type: none"> • 容器包装 プラスチック製容器包装 • 合成繊維 ナイロン樹脂、ポリエステル樹脂、アクリル樹脂、混紡繊維、化繊ローブなど • 発泡スチロール • 廃タイヤ • プラスチック製品くず 合成樹脂建材、ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、フェノール樹脂(ベークライト)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂、塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発砲スチロール、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管、セルロイド、繊維強化プラスチック(FRP)、合成ゴムくず、発泡ウレタン、発泡ポリスチレンなど

この手引き書では、それぞれ以下のような廃プラスチック類だったこととします。

- ・A社には「工場」から出た「合成繊維」を委託した。
- ・D社には「工場」から出た「発泡スチロール」を委託した。
- ・F社には「事務所」から出た「事務用品」を委託した。
- ・G社には「事務所」から出た「ペットボトル」を委託した。
- ・H社には「事務所」から出た「プラスチックくず」を委託した。

これを様式の選択肢に合わせて次のようになります。

処分方法	廃プラスチック類の排出量(t)	二酸化炭素換算量(t) ※参考値	廃プラスチック類の発生に至った要因	
			発生施設	発生源
(1) 焼却(熱利用を含む。)	25	64	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(2) 固形燃料化(圧縮固化を含む。)	100	257	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(3) 埋立			発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(4) ガス化、油化			発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(5) 減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破碎・溶融固化(破碎のみを除く)	5		発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(6) 破碎選別圧縮切断	焼却(熱利用を含む。)	5	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
	固形燃料化(圧縮固化を含む。)		発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
	埋立		発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
	有価売却	5	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
	上記以外の処分方法 ()	10	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
合計	145	321		

「合計」欄は自動計算されます。

■STEP5 廃プラスチック類の3Rに関する取組を記入する

ここでは、特定事業者の皆様が行う、廃プラスチック類の3Rに関する取組を記入していただきます。

「廃プラスチック類の3Rに係る取組状況」の欄には、令和2年度に京都府内（京都市内を含む。）の事業所での、廃プラスチック類の3Rに係る取組を記入していただきます。

「廃プラスチック類の3R推進のために実施しようとする措置の内容」の欄には、令和3年度以降に京都府内（京都市内を含む。）の事業所で行う予定の廃プラスチック類の3Rに係る取組について記入していただきます。

例えば、株式会社〇〇〇〇では令和2年度に次のような取組を行いました。

廃プラスチック類の3Rに係る取組状況	工場間の輸送で使用する包装資材を削減した事務用品の廃棄の際に、プラスチックとその他素材を分別できるようにボックスを設置した。
--------------------	--

そして令和3年度以降は次のような取組を行う予定です。

廃プラスチック類の3R推進のために実施しようとする措置の内容	従業員のマイボトル使用拡大のための企画を予定
--------------------------------	------------------------

この他には、例えば下表のような取組が考えられるので、参考にしてください。

取組区分	取組事例
発生抑制	投入する材料・副資材の適正化と生産性の向上に取り組み、廃棄物の発生を最小限にする。
	梱包なしの輸送、梱包材の軽量化等を実施し、廃棄される梱包材を削減する。
	輸送に使用する梱包材、緩衝材の通い箱化を進め、廃棄される梱包材・緩衝材を削減する。
再使用	包装袋や空き袋はそのまま廃棄せず、再使用可能なものは、社員が再使用する。
	使用後の緩衝材などは、いったん社内で保管し、再使用する。
再資源化	専用回収ボックスを設置、保管場所の明示などにより、廃棄物の分別を徹底し、できる限り再資源化を図る。
	分別に迷う廃棄物を安易に「混合廃棄物」とせず、専門業者に判断してもらい、朝礼や看板等で分別方法を徹底し、再資源化しやすくする。
	廃プラスチック類を加工業者により固形燃料化し、製紙業や製鉄業の助燃剤として使用する。
	事務用品等のプラスチック製品で紙への代替が可能なものは、可能な限り紙製品に代替し、廃棄後に再資源化しやすくする。

これで報告書は完成です。

廃プラスチック類排出状況等報告書

事業者名					
電子manifestoの利用状況		<input type="checkbox"/> 電子manifestoのみを利用している <input type="checkbox"/> 電子manifestoと紙のmanifestoを併用している <input type="checkbox"/> 電子manifestoは利用していない			
処分方法	廃プラスチック類の排出量(t)	二酸化炭素換算量(t) ※参考値	廃プラスチック類の発生に至った要因		
(1) 焼却(熱利用を含む。)	25	64	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ		
(2) 固形燃料化(圧縮固化を含む。)	100	257	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ		
(3) 埋立			発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ		
(4) ガス化、油化			発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ		
(5) 減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破砕・溶融固化(破砕のみを除く)	5		発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ		
(6) 破砕選別圧縮切断	焼却(熱利用を含む。)		0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ	
	固形燃料化(圧縮固化を含む。)		0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ	
	埋立			発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ	
	有価売却	5		発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ	
上記以外の処分方法 ()		10	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他 発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック製品くず <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ		
合計	145	321			
廃プラスチック類の3Rに係る取組状況					
廃プラスチック類の3R推進のために実施しようとする措置の内容					

注 二酸化炭素換算量は、廃プラスチック類の排出量から自動計算しています。